

● 船員法の一部を改正する法律案

「2006年の海上の労働に関する条約」の締結に伴い、船員の労働条件を改善するとともに、国際航海に従事する日本船舶及び我が国に寄港する外国船舶に対する船員の労働条件についての検査に関する制度を創設する。

海上労働条約の概要

- ◆ これまでにILOにおいて定められた関連する条約等を整理・統合し、グローバルスタンダードとして、船員の労働条件を改善する
- ◆ 条約の実効性を与えるために旗国による検査及び寄港国検査（ポートステートコントロール）を導入することを目的として、平成18年2月採択。

改正船員法の概要

【船員の労働条件の改善】

- ✓ 雇入契約の締結に先立つ書面による労働条件の説明義務・契約成立時の書面の交付義務
 - ✓ 船内苦情処理手続の整備・当該手続を利用した船員に対する不利益取扱いの禁止 等
- に関する法律改正を行うほか、船員の居住設備要件の改善等に係る制度改正を行う。

【法定検査】(旗国による検査)

- 一定の日本籍外航船に対し、条約の要件適合性を確認するための、国等による検査の受検義務
- 検査に合格した船舶に、海上労働証書を交付し、船内備置を義務付け

【寄港国検査】(ポートステートコントロール)

- 条約の締約国・非締約国の別を問わず、日本の港に寄港する外国籍船全てに対し、条約の要件適合性を確認するための検査を実施
- 検査の結果要件不適合が判明した際には、軽微な場合は是正指導、重大な違反の場合は船舶の出港差止め等の強制措置を実施

【条約の発効要件】33%以上の商船船腹量を有する30ヶ国以上の批准後1年で発効

現在、商船船腹量 = 55% (充足済)

批准国数 = 20ヶ国 (2ヶ国がILOの批准手続中。平成24年初めにも発効要件充足の見込み)

条約発効時点で、我が国において本条約の批准・国内法化が図られていない場合



条約発効時点で日本籍外航船に海上労働証書が交付できない。

締約国の港に寄港した日本籍外航船がポートステートコントロールを受け、証書の不存在・条約基準の未達成を理由とした運航差し止めや長期間の拘束等、甚大な影響を被るおそれ

※ 国内法の改正と併せて、外務省においても、本条約の批准のための国会承認手続を予定。